

ペットフード安全法

届出や帳簿に関するマニュアル

最終改定：令和7年6月

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

目 次

I はじめに

- 1 法律の概要（p 1）
 - （1）法律制定の背景
 - （2）法律の概要

II 製造・輸入・販売において留意していただきたい事項（p 3）

III 事業者としての届出

- 1 趣旨（p 3）
- 2 届出が必要な事業者の範囲（p 3）
 - （1）販売用ペットフードの製造業者（p 4）
 - （2）販売用ペットフードの輸入業者（p 5）
- 3 届出事項（p 6）
- 4 届出の時期（p 8）
 - （1）新たに製造又は輸入を始める場合
 - （2）変更・廃止・承継の場合
- 5 届出先（p 8）
 - 各地方農政局等一覧（p 9）
 - 記入例（p 10）

IV 帳簿の記載・保存

- 1 趣旨（p 15）
- 2 帳簿の記載が必要となる場合（p 15）
- 3 記載事項（p 16）
 - （1）ペットフードを製造した場合（製造業者のみ）（p 16）
 - （2）ペットフードを輸入した場合（輸入業者のみ）（p 17）
 - （3）ペットフードを製造業者、輸入業者又は販売業者に譲り渡した場合（全ての業者）（p 17）
- 4 帳簿の記載方法及び保存期間等（p 17）

このマニュアルは、ペットフードの製造業者、輸入業者及び販売業者の方々に向けて、

- ① 製造・輸入・販売において留意していただきたい点
- ② 事業の届出方法
- ③ 帳簿の記載・保存方法

を取りまとめたものです。

不明な点は、地方農政局等へ照会してください。

本マニュアルは、事業者の方々にとってできるだけわかりやすくするため、必要に応じて適宜修正します。

ペットフード安全法に関するお問い合わせ先（地方農政局等）・・・p 9

I はじめに

1 法律の概要

(1) 法律制定の背景

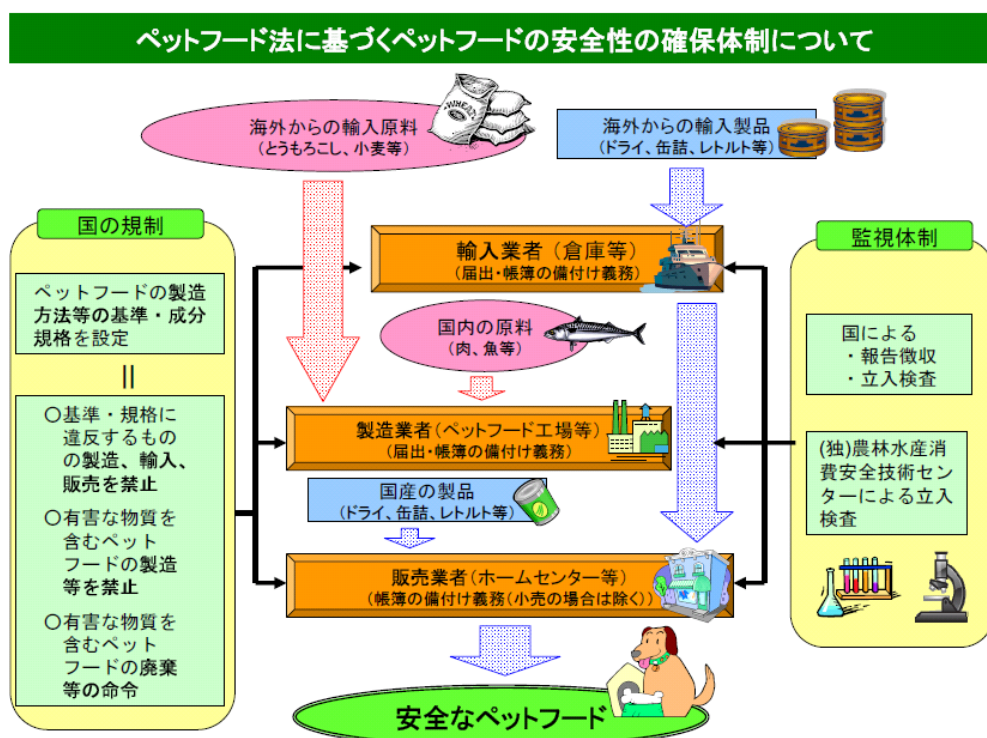
平成19年3月に、米国において、メラミンの混入したペットフードが原因となって多数の犬と猫に相次いで健康被害が発生しましたが、同じ製品が日本にも輸入されていたことから、自主回収が行われ、新聞等で大きく取り上げられるなど、ペットフードの安全性に関する問題が起きました。

このような事態を受けて、ペットフードの安全性の確保を図り、ペットの健康を保護するため、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（平成20年法律第83号）（ペットフード安全法）が平成20年6月に成立し、平成21年6月1日から施行されました。

(2) 法律の概要

ペットフード安全法の枠組は、以下の図のとおりです。国（農林水産大臣及び環境大臣）がペットフード（本法律上は、「愛がん動物用飼料」と規定されており、犬用と猫用が対象となります）の基準・規格を設定し、製造業者・輸入業者・販売業者（以下「事業者」といいます）はこれに基づいて、それぞれの業を行っていただくこととなります。

また、事業者は、届出・帳簿の備付けを行っていただくこととなります。



① 製造・輸入・販売に係る義務

本法律においては、ペットフードの安全性を確保するため、

- i) 国がペットフードの製造の方法・表示の基準及び成分の規格を設定し、これに合わないペットフードの製造・輸入・販売の禁止（第5条・第6条）
- ii) 緊急の場合のペットフードの製造・輸入・販売の禁止（第7条）
- iii) ペットフードの廃棄・回収命令（第8条）
- iv) ペットフードの事業者などに対する報告徴収・立入検査（第11条・第12条）などが定められています。

② 届出・帳簿の備付けの義務

事業者に関する情報を国があらかじめ把握するとともに、万が一の場合に、製品の廃棄・回収を速やかに行うことができるよう、

- i) 製造業者・輸入業者の事業の届出（第9条）
- ii) 製造業者・輸入業者・販売業者の帳簿の備付け（小売（消費者に直接販売すること）をいいます）の場合を除く）（第10条）

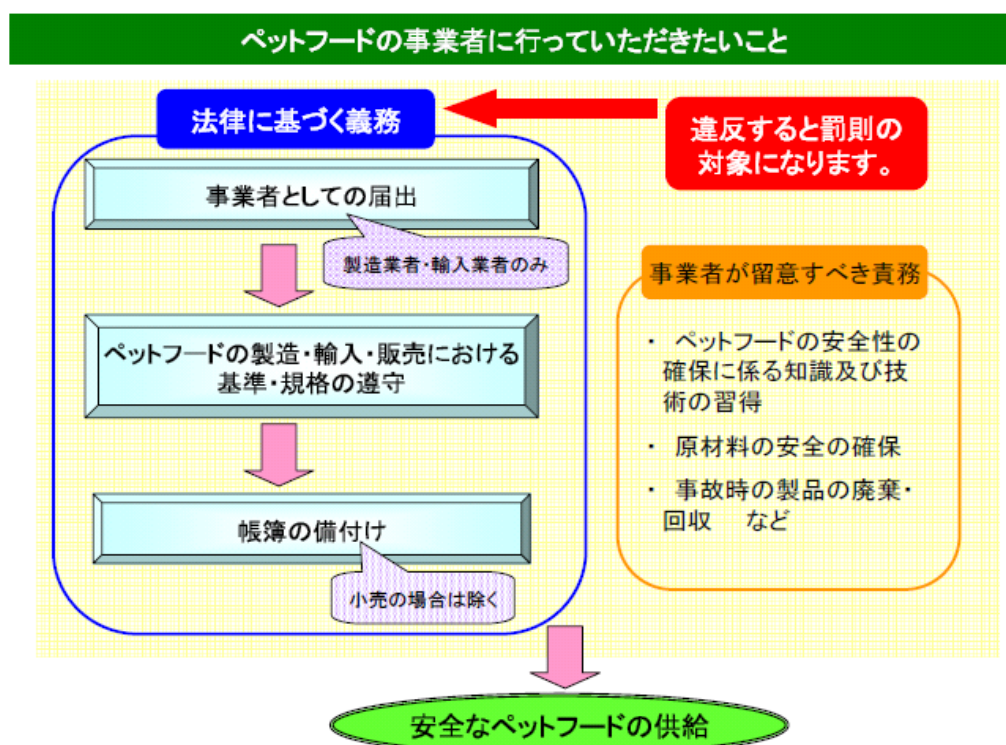
について、事業者の義務が定められています。

③ 事業者が留意すべき責務

本法律には、事業者及び国が、ペットフードの安全性を確保するために留意すべき責務が規定されています。

具体的には、事業者は、ペットフードの安全性の確保について第一義的な責任を有することとされており、ペットフードの安全性に関する知識及び技術の習得、ペットフードの原材料の安全性の確保、万が一の場合のペットフードの回収などに努めることとされています（第3条）。なお、国は、ペットフードの安全性に関する情報の収集、提供等に努めることとされています（第4条）。

ペットフードの安全性を確保するためには、国を始めとする行政機関、事業者、ペットの飼い主、獣医師などの関係者の間で、ペットやペットフードに関する情報を共有していくことが極めて重要です。



Ⅱ 製造・輸入・販売において留意していただきたい事項

本法律では、ペットフードによるペットの健康被害を防止する見地から、国が審議会の意見を聴きながら、ペットフードの製造方法・表示についての基準及び成分についての規格を定めることとしています。この基準・規格が定められると、基準・規格に合わないペットフードの製造・輸入・販売が禁止されます。また、有害な物質などが混入したペットフードが流通するなどの緊急の場合には、国は製造・輸入・販売を禁止することができます。加えて、それらの禁止にもかかわらず流通したペットフードについては、廃棄・回収を命令することができます。

また、関係する事業者に対して、国及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が報告徴収・立入検査を行い、実際に基準・規格に合ったペットフードが製造・販売・輸入されているかの把握を行います。

事業者におかれては、これらの基準・規格を遵守していただくとともに、検査の際には御協力いただきますように御留意願います。

注：FAMICとは、農林水産消費安全技術センター（Food and Agricultural Materials Inspection Center）の略称で、法令に基づき食品や飼料の検査・分析などを実施している独立行政法人。

Ⅲ 事業者としての届出

1 趣旨

ペットフードの製造や出荷後に、国が定めた基準・規格に違反していることが明らかになった場合などは、国はペットフードの製造等の禁止や、廃棄・回収の命令を行うことができます。

このような場合に備えて、どこでどのようなペットフードが製造・輸入されているかについて、国はあらかじめ把握する必要があるため、ペットフードの供給元である製造業者及び輸入業者は、名称や所在地等の事業に関する情報を、事前に主たる事務所が所在する都道府県を管轄する地方農政局等に届け出てください。

注：ペットフード安全法に関するお問い合わせ先（地方農政局等）・・・p9「各地方農政局等連絡先一覧」参照

2 届出が必要な事業者の範囲

販売用ペットフードの製造又は輸入を行う場合、事前に届出が必要となります。届出が必要となる事業者の範囲は、以下の（１）及び（２）となります。なお、同一の事業者が、製造と輸入の両方を行う場合は、それぞれに届出が必要となります。

ただし、事故等における製品の廃棄・回収等に当たっては、届出の要・不要にかかわらず当該製品の安全確保に責任を有する事業者が連携して対応してください。

また、ここで用いる用語の定義は以下のとおりです。

①「販売」

特に記載がない限り、卸売及び小売をいいます。サンプルの無料配布もこれに含まれます。

②「販売用ペットフード」

袋、缶、レトルトパウチ等の容器包装に入れられたものなど、販売を目的とされている犬用及び猫用のペットフードをいい、無料で配付されるサンプル品等も含まれま

す。なお、いわゆるドッグカフェのように、その場で製造してペットに与えられる場合、そのペットフードは対象外となりますが、ドッグカフェ等で製造されるペットフードであっても、容器包装に入れられてテイクアウトされるものは除外されません。

③「原材料」

最終製品を製造する過程で、粉碎、配合、加熱、成型、乾燥等の加工を行うことを目的として使用する物をいいます。

④「最終製品」

販売用ペットフードのうち、ペットに供する可食部分をいいます。

⑤「製造」

原材料から最終製品に加工し、販売用の容器（袋、缶詰・レトルトパウチなど）に中身を入れる工程（＝最終製品に直接触れる工程）をいいます。製造又は輸入された販売用ペットフードを開封し、小容量製品など別の販売用ペットフードとするための包装作業（小分けなど）も含まれます。

⑥「流通加工」

販売用ペットフードに対する付加的な加工で、製造に当たらないもの（最終製品の形状又は性状に実質的な変化を及ぼさないもの）をいいます。

（例）ラベル貼付け、容器包装の補修・補強、セット組みなど

⑦「輸入」

関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1号に規定する「輸入」、すなわち外国から日本国内に到着した貨物を日本国内に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て日本国内に）引き取ることをいいます。

⑧「業者」

製造、輸入又は販売の行為を反復継続する意思を持って行っている者をいい、一回の行為であっても、反復継続する意思を持っていれば、業を行っていることとなります。また、個人・法人を問いません。

（1）販売用ペットフードの製造業者

日本国内で販売用ペットフードの製造の全部又は一部を行う業者が対象となります。なお、製造する販売用ペットフードの全てを輸出する場合であっても、対象となります。

「1 趣旨」で述べたとおり、届出は、どこでどのようなペットフードが製造されているかを国が把握するために行われるものであり、届出を要する業者と要しない業者は、具体的には以下のとおりです（フロー図も参考にしてください。）。

① 製造業者として届出を要する業者

- a 原材料を自ら購入して加工を行い、販売用に包装を行う業者
- b 他の業者が製造したペットフードの粒などを単品で、又は混合して、販売用に包装を行う業者
- c 他の業者から委託を受けて、製造を行う業者（例：OEM製品の製造受託）
- d 人用の食品（煮干、ボーロなど）を容器に入れて、販売用ペットフードとして

製造する業者

- e 製造・輸入されたペットフードを小容量製品など他の種類の販売用ペットフードとするための一連の包装作業を行う業者
- f 製造・輸入されたペットフードを店舗において開封し、小分けし、包装した上で販売する業者
- g キッチンカーや屋台などでペットフードを製造し、販売する業者

② 製造業者として届出を要しない業者

- a 国外でのみ製造する業者
- b 原材料の生産のみを行う業者
- c 自らは製造を行わず、他の業者に委託して、製造を行わせる業者（例：OEM製品の製造委託）
- d ラベル貼付け、容器包装の補修・補強、セット組みなど流通加工のみを行う業者
- e ドッグカフェやペットホテルなど、製造（調理）した店舗内等でペットに与えるペットフードのみを製造する業者（持ち帰り用ペットフードを製造している場合は、届出が必要となります。）
- f 製造・輸入されたペットフードを店舗において開封し、バラ売りの状態（持ち帰りのための簡易包装を含みます。）で販売する業者

（２）販売用ペットフードの輸入業者

日本国内に販売用ペットフードを輸入する業者が対象となります。なお、輸入するペットフードの全てを輸出する場合であっても、対象となります。

製造業者の届出と同様に、輸入業者の届出は、どこでどのようなペットフードが輸入されているかを国が把握するために行われるものであり、届出を要する業者と要しない業者は、具体的には以下のとおりです（フロー図も参考にしてください。）。

① 輸入業者として届出を要する業者

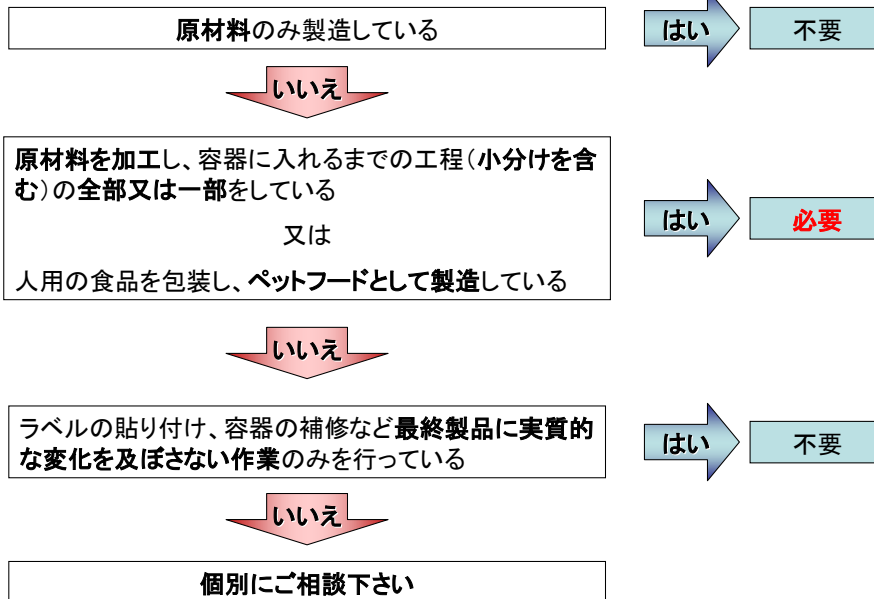
- a 日本国内で販売するために、海外の自社工場で製造されたペットフードを輸入する業者（＝貨物の輸入者となる業者）
- b 海外で製造又は販売されているペットフードをバルクや容器包装に入れられた状態で輸入する業者（当該業者が販売業者であっても、当該貨物の輸入者となる場合を含みます。）

② 輸入業者として届出を要しない業者

- a 原材料のみを輸入して、国内で製造を行う業者（販売用ペットフードを製造する場合は、別途、製造業者の届出が必要となります。）
- b いわゆる海貨業者等で輸入通関業のみを行う業者
- c 輸入者の委託を受けて、輸入された販売用ペットフードを取り扱う運送業・倉庫業のみを行う業者
- d 販売者の委託を受けて海外で製造又は販売されている販売用ペットフードの輸入を代行する業者（輸入商社など）で、通関に際し貨物の輸入者とならない業者

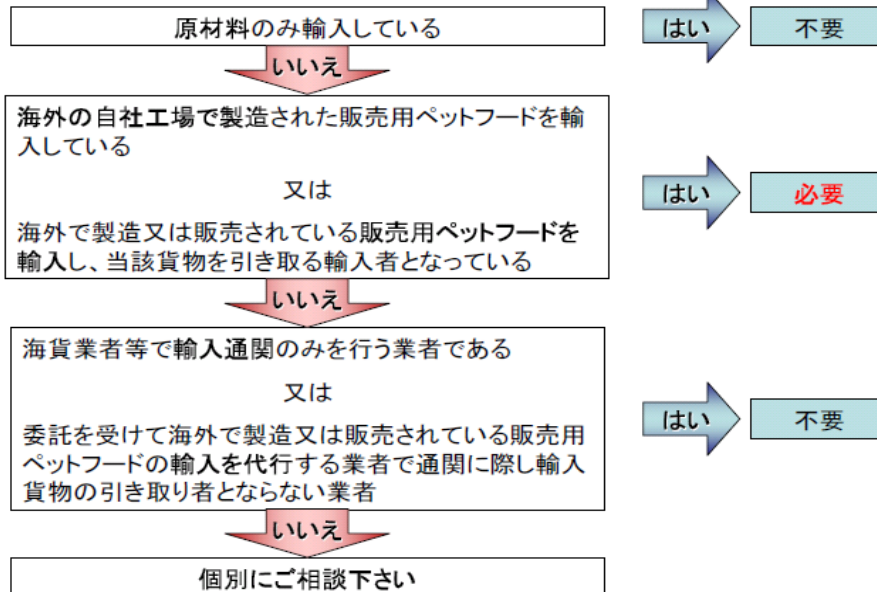
届出が必要な事業者は？

(1) 製造業者



届出が必要な事業者は？

(2) 輸入業者



3 届出事項

販売用ペットフードの製造業者及び輸入業者の届出書の記入例は、様式第1のとおりです。

本様式は、農林水産省のホームページよりダウンロードできます。

「ペットフードの安全関係」

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html>

同一の事業者が、製造と輸入の両方を行う場合は、製造業者の届出と輸入業者の届出が、それぞれ必要となります。届出事項の詳細は、以下のとおりです（10 ページからの

記入例を参考にしてください。)。特に、個人の場合で屋号を使用する予定がある際には、使用予定の屋号を① 氏名・住所、② ペットフードを製造する事業場の名称等の項目に記載して届け出てください。

※届出は、鉛筆や消せるボールペンなどで記入しないで提出してください。

① 氏名・住所

法人の場合は、法人名、代表者の職名・氏名、主たる事務所（登記簿上の本社）の所在地が記載され、その氏名や住所が確認できる「登記簿謄本」、「登記簿抄本」、「現在事項全部（一部）証明書」、「履歴事項全部（一部）証明書」のいずれか（コピー可）を添えて届け出てください。

個人の場合は、氏名及び住所（原則は自宅住所ですが、製造又は輸入業務を行っている場所である等の理由により連絡先として自宅以外の適当な住所も可能です。その場合は申出書も添付してください。）を記載し、それらが確認できる「住民票の写し」、「戸籍謄本」、「戸籍抄本」、「戸籍全部（個人）事項証明書」、「外国人登録原票の写し」、「個人番号カード（マイナンバーカード）の氏名・住所記載面の写し」、「運転免許証の写し」のいずれか（コピー可）を添えて届け出てください。

（以下、これらの氏名等を確認できる書類を「登記簿等」といいます。）

もし、届出書に記載の住所が登記簿等に記載されているもの（法人の場合は本社、支社等、個人の場合は自宅）と異なる場合には、登記簿等に加えて申出書も提出してください。

なお、届出事項の確認及び緊急時の連絡先の把握等のため、届出等の様式に示された送付状（郵送の場合）又は、担当者の氏名、電話、FAX、メールアドレス（名刺やメモ）等を添付してください。

② ペットフードを製造する事業場の名称・所在地（製造業者のみ）

「製造する事業場」が、複数ある場合も届出は1通で結構ですが、その中に全ての事業場を列記してください。事業場の一般の名称がない場合でも、事業場を特定する名称（例：本社工場）を記載してください。

③ 販売業務を行う事業場・ペットフードを保管する施設の所在地

「販売業務を行う事業場」「ペットフードを保管する施設の所在地」が、本店・支店・営業所など複数の箇所にもまたがっている場合は、②と同様に、その所在地を全て列記してください。

「販売業務を行う事業場」は、売上が計上される事業場をいいますが、売上げの管理を行っている事業場又は販売するペットフードが存在する場所を記載してください。

「ペットフードを保管する施設」は、営業倉庫などの保管施設をいいますが、自己の所有する施設だけでなく、委託契約などにより、他の業者の所有する倉庫等を使用しているときは、その倉庫等も含まれます。また、製造業者や輸入業者が包装や流通加工を委託する場合は、委託先の施設も含まれます。

ただし、通常使用している倉庫が事故や一時的な改装で使用できない場合など、届出を行っていない保管施設を、緊急的に一時使用する場合は、新たに届け出る必要はありませんが、事業者の責任の下、使用状況を適切に管理するように努めてください。

④ 製造又は輸入に係る愛玩動物用飼料が使用される愛玩動物の種類

犬用ペットフードを製造又は輸入している場合は、「犬」と、猫用ペットフードを

製造又は輸入している場合は「猫」と記載してください。例えば、同一の法人で、犬用ペットフードの製造・輸入と、猫用ペットフードの輸入を行う場合は、製造業者の届出書に「犬」と、輸入業者の届出書に「犬及び猫」と記載してください。

⑤ 製造又は輸入の開始年月日

製造又は輸入の事業を開始する予定の年月日を記載してください。

⑥ 輸出用として製造する愛玩動物用飼料についてはその旨

輸出用がない場合は、「輸出用はなし」と記入してください。

輸出用がある場合は、一部が輸出用であれば「輸出用を含む」、全てが輸出用であれば「全て輸出用」などと記載してください（輸出用に製造等されたペットフードが輸出先国経由で国内に輸入された場合に備える趣旨です。）。

4 届出の時期

（１）新たに製造又は輸入を始める場合

事業を開始する前に届け出てください。

（２）変更・廃止・承継の場合

i) 届出事項に変更が生じた場合

ii) 事業を廃止した場合

iii) 事業の譲渡、相続、合併、分割により、他の営んでいた事業を承継した場合

は、その変更、廃止又は承継の日から３０日以内に、登記簿等を添えて届け出てください（９ページ以降の記入例を参考にしてください）。なお、「３０日以内」とは、暦上の日数であり（営業日数ではありません）、変更等のあった日は含めません（例えば、４月１日に変更が生じた場合は、５月１日が期限となります。）。

なお、すでに製造若しくは輸入の届出を行っていた事業者が、新たに輸入若しくは製造の事業を行う場合は、（１）の「新たに製造又は輸入を始める場合」に該当しますので、新たに行う事業の開始前までに届出が必要となります。この場合、変更届ではなく、様式第１イ「愛玩動物用飼料の製造・輸入業者届」をご提出ください。

5 届出先

届出先は、主たる事務所（本社等）が所在する都道府県を管轄する地方農政局等です。

届出は、直接お持ちいただくこともできますし、郵送、メールでも受付可能です。

（事前にメール、FAXなどで届出を確認させていただければ受付事務がスムーズになります。）また、農林水産省共通申請システム（eMAFF）による届出も可能です。eMAFFをご利用になる場合は、あらかじめ、印鑑証明書等を用いた本人確認手続き等が必要となります。g-Biz プライム ID の取得を行ってください。

6 提出に必要な書類及び部数

届出で必要な書類は以下のとおりです。

① （届出先への持ち込み又は郵送の場合）届出書の正本１通（控えが必要な場合は、写し１通と返信用切手を貼付した封筒）（eMAFFの場合は、申請情報の入力）

② 登記簿等の写し１通（eMAFFの場合は不要）

③ 担当者の名前・連絡先が分かる送付状や名刺など（eMAFFの場合は不要）

ペットフード安全法に関するお問合せ先（地方農政局等）

(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/#お問い合わせ先>)

作成された届出書の事前確認を電子メール又はFAXで行うことができます。詳しくは各地方農政局等にお問い合わせください。

（注意）届出の時期が提出期限を超える場合は、あらかじめ、届出先となる地方農政局等にご相談の上、書類を届け出てください。

各地方農政局等連絡先一覧

名称(担当地域)	郵便番号	住所	電話
北海道農政事務所 消費・安全部 畜水産安全管理課 (北海道)	064-8518	北海道札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22 エムズ南 22 条ビル	011-330-8816
東北農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形 県、福島県)	980-0014	宮城県仙台市青葉区本町 3 丁 目 3 番 1 号(仙台合同庁舎 A 棟)	022-745-9383
関東農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉 県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、 静岡県)	330-9722	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1(さいたま新都心合同庁舎 2 号館)	048-740-5065
北陸農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課 (新潟県、富山県、石川県、福井県)	920-8566	石川県金沢市広坂 2 丁目 2 番 60 号(金沢広坂合同庁舎)	076-232-4106
東海農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課 (岐阜県、愛知県、三重県)	460-8516	愛知県名古屋市中区三の丸 1- 2-2	052-223-4670
近畿農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良 県、和歌山県)	602-8054	京都府京都市上京区西洞院通 下長者町下ル丁子風呂町(京都 農林水産総合庁舎)	075-414-9000
中国四国農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口 県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	700-8532	岡山県岡山市北区下石井 1 丁 目 4 番 1 号(岡山第 2 合同庁舎)	086-224-4511 (内線 2394)
九州農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分 県、宮崎県、鹿児島県)	860-8527	熊本県熊本市西区春日 2-10- 1(熊本地方合同庁舎)	096-211-9255
内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課 (沖縄県)	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号(那覇第 2 地方合同庁 舎 2 号館)	098-866-1672

○様式第 1 イ（製造業者届の記入例）

愛玩動物用飼料〔製造・輸入〕業者届	
製造・輸入のうち該当しない方を二本線で消してください。 農林水産大臣 殿 環境大臣 殿 登録簿等と異なる住所を届け出る場合は、こちらには登録簿等の住所を記載してください。	和暦の場合は元号を記載してください。 西暦でも結構です。 ○年○月○日 ○県○○市 1 丁目 2 番 3 号 ○○ペットフード株式会社 代表取締役社長 ○○○○
下記のとおり愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 9 条第 1 項（第 2 項）の規定により届け出ます。 記 1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 名 称 ○○ペットフード株式会社 代表者 代表取締役社長 ○○○○ 所在地 ○○県○○市 1 丁目 2 番 3 号 2 製造業者にあつては、愛玩動物用飼料を製造する事業場の名称及び所在地 名 称 ○○ペットフード株式会社○○工場 所在地 ○○県○○市 1 丁目 2 番 3 号 名 称 ○○ペットフード株式会社△△工場 所在地 △△県△△市 1 丁目 2 番 3 号 3 販売業務を行う事業場及び愛玩動物用飼料を保管する施設の所在地 （1）販売事業場 ○○県○○市 1 丁目 2 番 3 号（本社） （2）保管施設 □□県□□市 1 丁目 2 番 3 号（□□株式会社コンテナターミナル） 4 製造又は輸入に係る愛玩動物用飼料が使用される愛玩動物の種類 犬及び猫 5 愛玩動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日 ○年○月○日 6 輸出用として製造する愛玩動物用飼料についてはその旨 輸出用はなし （輸出用がある場合の記載例：犬用ペットフードについては、輸出用を含む）	

注 1：届出書上のあて先は、農林水産大臣及び環境大臣となりますが、実際の届出先は、主たる事務所の所在地の都道府県を管轄する地方農政局等となります。

注 2：2、3の記載については、別紙としても構いません。

注 3：届出事項の確認及び緊急時の連絡先の把握等のため、担当者の氏名、電話、FAX、メールアドレス（名刺やメモ）等を添付してください。郵送の場合は送付状を添付してください。

注 4：正本 1 通を作成し提出して下さい。

○様式第 1 イ（輸入業者届の記入例）

愛玩動物用飼料「 製造・輸入 」業者届			
農林水産大臣 殿 環境大臣 殿	製造・輸入のうち該当しない方を二本線で消してください。 和暦の場合は元号を記載してください。 西暦でも結構です。 ○年○月○日		
登記簿等と異なる住所を届け出る場合は、こちらには登記簿等の住所を記載してください。 ○○県○○市 1 丁目 2 番 3 号 ○○ペットフード株式会社 代表取締役社長 ○○○○			
下記のとおり愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 9 条第 1 項（第 2 項）の規定により届け出ます。 記			
1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 名 称 ○○ペットフード株式会社 代表者 代表取締役社長 ○○○○ 所在地 ○○県○○市 1 丁目 2 番 3 号			
2 製造業者にあっては、愛玩動物用飼料を製造する事業場の名称及び所在地			
3 販売業務を行う事業場及び愛玩動物用飼料を保管する施設の所在地 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top; padding: 5px;"> (1) 販売事業場 ○○県○○市 1 丁目 2 番 3 号（本社） (2) 保管施設 □□県□□市 1 丁目 2 番 3 号（□□株式会社コンテナターミナル） </td> <td style="padding: 5px;"> 売上が計上される貴社の事業場（売上げの管理を行っている事業場）又は販売するペットフードが存在する場所を記載してください。 </td> </tr> </table>		(1) 販売事業場 ○○県○○市 1 丁目 2 番 3 号（本社） (2) 保管施設 □□県□□市 1 丁目 2 番 3 号（□□株式会社コンテナターミナル）	売上が計上される貴社の事業場（売上げの管理を行っている事業場）又は販売するペットフードが存在する場所を記載してください。
(1) 販売事業場 ○○県○○市 1 丁目 2 番 3 号（本社） (2) 保管施設 □□県□□市 1 丁目 2 番 3 号（□□株式会社コンテナターミナル）	売上が計上される貴社の事業場（売上げの管理を行っている事業場）又は販売するペットフードが存在する場所を記載してください。		
4 製造又は輸入に係る愛玩動物用飼料が使用される愛玩動物の種類 犬及び猫			
5 愛玩動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日 ○年○月○日			
6 輸出用として輸入する愛玩動物用飼料については、その旨 輸出用はなし （輸出用がある場合の記載例：犬用ペットフードについては、輸出用を含む）			

注 1：届出書上のあて先は、農林水産大臣及び環境大臣となりますが、実際の届出先は、主たる事務所の所在地の都道府県を管轄する地方農政局等となります。

注 2：3の記載については、別紙としても構いません。

注 3：届出事項の確認及び緊急時の連絡先の把握等のため、担当者の氏名、電話、FAX、メールアドレス（名刺やメモ）等を添付してください。郵送の場合は送付状を添付してください。

注 4：正本 1 通を作成し提出して下さい。

○様式第1 □（届出事項変更届の記入例）

愛玩動物用飼料〔製造・輸入〕業者届出事項変更届													
農林水産大臣 殿 環境大臣 殿	△年△月△日												
製造・輸入のうち該当しない方を二本線で消してください。													
和暦の場合は元号を記載してください。西暦でも結構です。													
登記簿等の住所を記載してください。													
○県○市1丁目2番3号 ○ペットフード株式会社 代表取締役社長 ○○○○													
さきに○年○月○日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第1項（第2項）の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第3項の規定により届け出ます。 記 1 変更した事項 （1）代表者の変更 <table border="0"><tr><td>新</td><td>代表取締役社長</td><td>○○</td><td>○○</td></tr><tr><td>旧</td><td>代表取締役社長</td><td>△△</td><td>△△</td></tr></table> （2）愛玩動物用飼料を保管する施設の所在地の変更 <table border="0"><tr><td>新</td><td>××県××市1丁目2番3号（××通運株式会社）</td></tr><tr><td>旧</td><td>□□県□□市1丁目2番3号（□□株式会社コンテナターミナル）</td></tr></table> 2 変更した年月日 （1）□年□月□日 （2）×年×月×日		新	代表取締役社長	○○	○○	旧	代表取締役社長	△△	△△	新	××県××市1丁目2番3号（××通運株式会社）	旧	□□県□□市1丁目2番3号（□□株式会社コンテナターミナル）
新	代表取締役社長	○○	○○										
旧	代表取締役社長	△△	△△										
新	××県××市1丁目2番3号（××通運株式会社）												
旧	□□県□□市1丁目2番3号（□□株式会社コンテナターミナル）												

注1：届出書上のあて先は、農林水産大臣及び環境大臣となりますが、実際の届出先は、主たる事務所の所在地の都道府県を管轄する地方農政局等となります。

注2：「さきに○年○月○日付け」には、原則として最初に届け出た日付を記載してください。

注3：1、2の記載については、別紙としても構いません。

注4：届出事項の確認及び緊急時の連絡先の把握等のため、担当者の氏名、電話、FAX、メールアドレス（名刺やメモ）等を添付してください。郵送の場合は送付状を添付してください。

注5：正本1通を作成し提出して下さい。

○様式第 1 ハ（事業廃止届出の記入例）

愛玩動物用飼料〔製造・輸入〕業者事業廃止届	
農林水産大臣 殿 環境大臣 殿	製造・輸入のうち該当しない方を二本線で消してください。 △年△月△日 和暦の場合は元号を記載してください。西暦でも結構です。 ○県○市 1 丁目 2 番 3 号 ○〇ペットフード株式会社 代表取締役社長 ○〇〇〇 登記簿等の住所を記載してください。
さきに○年○月○日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 9 条第 1 項（第 2 項）の規定により愛玩動物用飼料〔製造・輸入〕業者の届出をしたが、 ○年○月○日限りで事業を廃止したので、同条第 3 項の規定により届け出ます。	

注 1：届出書上のあて先は、農林水産大臣及び環境大臣となりますが、実際の届出先は、主たる事務所の所在地の都道府県を管轄する地方農政局等となります。

注 2：「さきに○年○月○日付け」には、原則として最初に届け出た日付を記載してください。

注 3：届出事項の確認及び緊急時の連絡先の把握等のため、担当者の氏名、電話、FAX、メールアドレス（名刺やメモ）等を添付してください。郵送の場合は送付状を添付してください。

注 4：正本 1 通を作成し提出して下さい。

○様式第 1 二（事業承継届の記入例）

愛玩動物用飼料〔製造・輸入〕業者事業承継届	
△年△月△日	
農林水産大臣 殿 環境大臣 殿	製造・輸入のうち該当しない方を二本線で消してください。
和暦の場合は元号を記載してください。西暦でも結構です。	
登記簿等の住所を記載してください。	
○県○○市 1 丁目 2 番 3 号 ○○ペットフード株式会社 代表取締役社長 ○○○○	

さきに○年○月○日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 9 条第 1 項（第 2 項）の規定により届出がなされていた〔製造・輸入〕業者の地位を承継したので、同条第 5 項の規定により届け出ます。

1 承継年月日 ●年●月●日

2 被承継者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）株式会社△△食品
代表取締役社長 △△△△
○県△△市 1 丁目 2 番 3 号

3 承継の原因 分割により設立のため

注 1：届出書上のあて先は、農林水産大臣及び環境大臣となりますが、実際の届出先は、主たる事務所の所在地の都道府県を管轄する地方農政局等となります。

注 2：「さきに○年○月○日付け」には、原則として最初に届け出た日付を記載してください。

注 3：承継の事実を証明する書面（登記簿の写し等）を添付してください。

注 4：届出事項の確認及び緊急時の連絡先の把握等のため、担当者の氏名、電話、FAX、メールアドレス（名刺やメモ）等を添付してください。郵送の場合は送付状を添付してください。

注 5：正本 1 通を作成し提出して下さい。

IV 帳簿の記載・保存

1 趣旨

Ⅲの1で述べたように、ペットフードの出荷後に、基準・規格に違反していることが明らかになった場合などには、国は製造・出荷済みのペットフードの廃棄又は回収を命ずることができます。このような場合に備えて、各事業者において、製造・輸入・販売の記録を残しておく必要があります。

2 帳簿の記載が必要となる場合

帳簿の記載が必要となる場合は、

① 製造業者又は輸入業者が販売用ペットフードを製造又は輸入した場合

② 製造業者、輸入業者又は販売業者が販売用ペットフードを製造業者、輸入業者又は販売業者に譲り渡した場合

となっています。

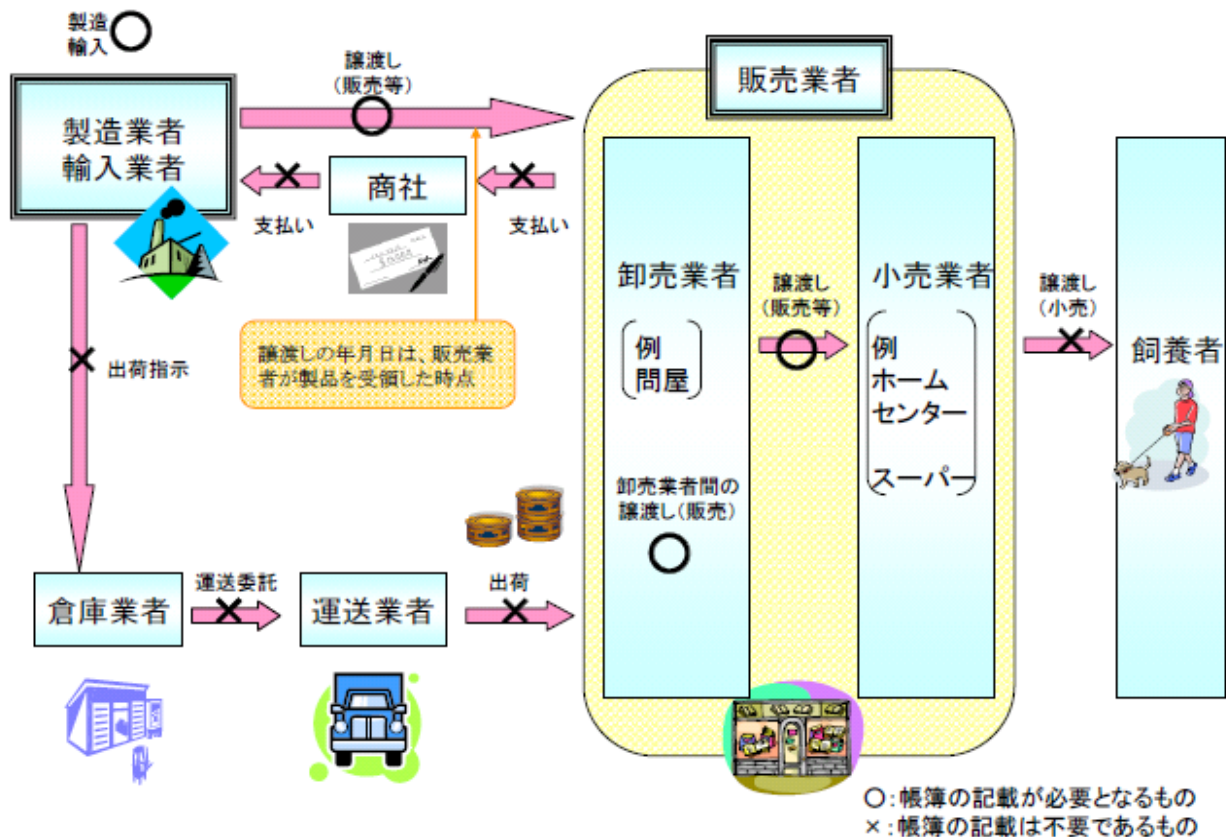
②の「譲渡し」とは、製造業者、輸入業者又は販売業者に製品を販売することをいいます。これらの相手方との間に、製品の輸送等を行う運送業者・倉庫業者や、代金の弁済等を行う商社等の中間業者が介在する場合であっても、最終的に譲り渡す相手方に製品を販売することを「譲渡し」とし、中間業者への引渡しや、中間業者間の引渡しは「譲渡し」に含まれません。また、相手方が製品を受領した時点で、「譲渡し」が完了したこととします（ただし、製品の回収等が必要となる場合に備えて、これらの中間業者間の物流についても、製造業者、輸入業者又は販売業者の責任の下、製品のトレーサビリティ上、必要なデータの把握ができる体制を整えるよう努めてください。）。

また、「販売業者」とは、販売用ペットフードの販売を業とする者（製造業者・輸入業者を除きます）をいい、販売用ペットフードを販売している問屋、ホームセンター、スーパー、動物病院等も販売業者に該当します。

販売業者から他の販売業者に販売用ペットフードを譲り渡す場合（問屋間の卸売、ホームセンターから他のスーパーへの販売、動物病院から他の動物病院への販売など）は、帳簿の記載が必要ですが、小売の場合（＝消費者に直接譲り渡す場合）には、帳簿の記載は義務とはされてはいません。

なお、ペットフードの原材料の販売や、包装業者に包装を委託するために中身を引き渡す場合は、「譲渡し」には該当しません。

帳簿の備付けが必要となる場合について



3 記載事項

(1) ペットフードを製造した場合（製造業者のみ）

① 製造したペットフードの名称・数量・製造年月日

ア「名称」

ペットフードの銘柄名、例えば「○×ペットフード成犬用小魚入り1Kg袋タイプ」と記載してください。

イ「数量」

製品のロットごとの数量、例えば「〇〇kg」、「△△kg 詰め×□□袋」と記載してください。

ウ「製造年月日」

当該製品を製造した日を記載してください。

② 原材料の名称及び数量

①で記載する製品の名称ごとに、製造に用いた原材料の名称及び数量を記載してください。「原材料の名称」は、事故等が発生した場合に、製品に表示どおりの原材料が用いられているかどうかを確認するため、ペットフードに表示する「原材料名」に対応した記載としてください。

既存の原材料の納品伝票などを活用する場合は、製品に表示された「原材料名」を示すことが明らかであれば、略称など通常用いている名称でも構いません。

さらに、その原材料が譲り受けたものであるとき（すなわち他の業者等から仕入れたものであるとき）は、名称及び数量に加え、その原材料の仕入れ年月日・仕入れ先の氏名又は名称を記載してください。

なお、法令上の義務ではありませんが、製品に問題があった場合等に原因究明

等を速やかに行うことができるように、原材料の製造業者や原産国名を記載しておくことが望まれます。

(2) ペットフードを輸入した場合（輸入業者のみ）

① 輸入したペットフードの名称・数量・輸入年月日・荷姿

「名称」・「数量」の記載方法は、(1) ①と同様です。輸入年月日は、輸入許可通知書上の輸入許可日としてください。

② ペットフードの輸入先国名・輸入の相手方の氏名又は名称

「輸入の相手方」は、輸入許可通知書上の輸出者としてください。

③ 輸入したペットフードが製造された国名・製造業者の氏名又は名称・原材料の名称

「製造された国名」・「原材料の名称」は、(1) ②と同様に、製品の表示と一致しているかどうかを確認できるようにするため、ペットフードに表示する「原産国名」・「原材料名」に対応した記載としてください。既存の原材料の納品伝票などを活用する場合は、製品に表示された「原産国名」・「原材料名」を示すことが明らかであれば、略称など通常用いている名称でも構いません。

(3) ペットフードを製造業者、輸入業者又は販売業者に譲り渡した場合（全ての業者）

① 譲り渡したペットフードの名称・数量

ア「名称」

ペットフードの銘柄名、例えば「○×ペットフード成犬用小魚入り1Kg袋タイプ」と記載してください。

イ「数量」

製品の取引ごとの数量、例えば「○○kg」、「△△kg 詰め×□□袋」と記載してください。

② 譲渡しの相手方の氏名又は名称・譲渡しの年月日・荷姿

①の「譲り渡したペットフードの名称」ごとに記載してください。譲渡しの年月日は、製造業者、輸入業者又は販売業者が製品を受領した日とします。

③ 無償サンプルの配付等の場合

無償サンプルを販売業者（動物病院等を含みます。）に配付した場合であっても、帳簿の記載等は必要となります。ただし、伝票を伴わずに配付し、後ほど営業所において帳簿に記載することが困難な場合には、営業所において当該サンプルが配付される可能性のある箇所のリストを備え付けておくことで譲渡した場合の記載に代えることができるものとします（倉庫から営業所あての伝票を伴う譲渡しについては、通常どおりの記載等が必要となります。）。

4 帳簿の記載方法及び保存期間等

帳簿の記載に当たっては、ノートやコンピューターに記録されることを原則とします。ただし、原料規格書、製品規格書、原材料の納品伝票、製品の販売伝票、製品の受領書、輸入許可通知書、送り状（インボイス）など、業務上の管理書類に記載事項が備えられている場合は、それらの書類を保存することで、帳簿の記載に代えることができます。

帳簿については、記載した帳簿や記録した電子データを、2年間は保存してください。

い。

なお、帳簿は各事業場等において備え付けていただくことが基本になりますが、輸入（営業）倉庫等の帳簿を保管することが困難な事業場等にあっては、当該事業場等を管轄する営業所や本社において備え付けていただいても構いません。ただし、その場合でも、FAMIC等の立入検査の際には、各事業場等において帳簿の記載、備付けの状況がわかるようにしてください。

ペットフードの立入検査

～留意すべき事項～

国又はFAMICは、関係する事業者に対して、基準・規格等に合ったペットフードが製造・輸入・販売されているかを立入検査等において確認します。その際は、以下の点に留意してください。

- ペットフード安全法に基づく立入検査は、無通告で実施します。
- 立入検査先の関係者の立会いを求めます。立会人としては、製造、輸入及び販売の内容を把握している者が望めます。
- 立入検査の際に集取したペットフードには、時価等から算定した請求に応じて代価を支払います。なお、都合により代価の請求を辞退する場合は、申出書の提出を求めます。
- 立入検査の際に集取したペットフードの試験結果については、当該ペットフードの事業者の氏名及び住所、種類、名称、試験結果、違反の有無及びその内容などを公表します。